

ステップファミリーにおける面会交流 —この分野に原則的実施のバイアスをかけてよいのか—

渡辺 義弘

目次
I はじめに
II ステップファミリー事案に対する家裁方針の動向
III ステップファミリー事案に対する考慮要素の総論的考察
IV ステップファミリー事案に対する考慮要素の各論的考察
V 「直ちに」というレトリックを用いる波及効果
VI 間接強制の威嚇の浸透
VII 暗示的な2つの視点
VIII 結語

I はじめに

改正民法766条の施行から約6年が経過した。この間の家庭裁判所（以下、家裁という）実務の現状は、面会交流政策の推進として定式化された面会交流原則的実施方針⁽¹⁾（以下、原則的実施方針という）が苛酷なまでに試みられてきた。

ステップファミリー⁽²⁾とは何か。この用語を明らかにしたい。ステップファミリーとは、親の再婚などによって子どもと親の配偶者との間に継親子関係が生じた家族である。「再婚など」と表現したのは、再婚が事実婚の場合を含み、子どもが非婚により出生している場合を含むからである。その代表的類型はカップルの一方又は双方による子連れの再婚などの結果、新たに再構成された家族である。ステップファミリーの概念の中には、子どもが元カップルの一方の親と暮らしているけれど、他方の親が再婚などの後に定期的にその子どもと面会交流を行っている場合も含んでいる⁽³⁾。

本稿では、実親である非監護親が、子連れ再婚などにより形成されたステップファミリー内の子どもとの面会交流を求めて、監護

親との間に家裁紛争となっている事案（以下、ステップファミリー事案という）を問題とする。

筆者の疑問は次の点にある。

第1に、原則的実施方針は、ステップファミリー事案について「監護親又は非監護親の再婚等の事実から直ちに面会交流を禁止・制限すべき事由があるということとはできない」という表現で原則を示す。この表現にレトリックはないか。この分野の面会交流に原則的実施のバイアスをかけてよいのか。よくないとすれば、方針全体に影響はないか。これらの疑問である。

第2に、原則的実施方針の徹底した実現の究極は、論理的には民事執行上の間接強制による。しかし、建前と本音には相剋がある。「協力」と「強制」とは、本来矛盾する。子どもとの情緒的絆による協力があってはじめて面会交流は意味を持つ。制裁の発動をもって「協力」の外形的行為のみを強いて実現した「面会交流」の意味は何か。家裁スタッフが「間接強制の威嚇」をもって、「原則的実施」の業績を上げ、司法行政にその実績をアピールしようとする成績主義に陥る虞はないか。その虞の兆しが見えることは、ステップ

ファミリー事案に、原則的実施方針のバイアスを加重していないか。これらの疑問である。

第3に、上記の第1、第2の疑問の問題意識を貫く根底には、家裁を「原則的実施」に駆り立てる心理学的教条（「関わりドグマ」⁽⁴⁾）の存在に対する疑問がある。この点は大きなテーマであり、素朴な疑問の提起がある⁽⁵⁾。そして、このドグマの存在については、長谷川京子弁護士が内外の文献を丁寧に検証しつつ論証している⁽⁶⁾。したがって、この第3の点の解明は、同検証結果に委ねたい。長谷川弁護士のこの検証結果に対し、原則的実施方針を公表した裁判官、家裁調査官からの反論は現時点までなされていない。逆に、有力な家族法学者からは、控え目ながらやや別の観点から原則的実施方針の原則・例外という判断プロセスないし判断構造についての疑問が提起されている⁽⁷⁾。

本稿の目的は、以上の第1、第2の疑問点の解明の試みである。

II ステップファミリー事案に対する家裁方針の動向

現在、わが国において、ステップファミリー事案の面会交流⁽⁸⁾につき、公刊されている裁判例は過去54年間で約10件ほどにすぎない。このうち、下級審と上級審とを通じ同じ事案を1件として整理すると7件程度⁽⁹⁾にしかない。しかも、その大部分が、再婚・（子どもと再婚相手との）養子縁組類型である。高葛藤紛争事案が審判に連れ込み、それが裁判例となっているとすれば、現在でも高葛藤事案の象徴は再婚・養子縁組類型（又は、事実上の養子生活類型）事案であると推測しうる。これらの裁判例はいずれも、安定している再婚家庭の不安定化のおそれ、再婚家庭が安定確立途上であることを、面会交流の少なくとも制限又は否定要素としている大勢にあった。

しかし、原則的実施方針の推進下において

その様相は一変しているといってよい。それにもかかわらず、裁判例となって表に出るものは少ない。そして、調停における父母の合意形成過程において、裁判所の行う説得の機械的運用が、再婚監護親側に無理を強いている。その証左として、ネット上の『面会交流 再婚後』の法律相談』（弁護士ドットコム）には、家裁事案を含み、非監護親から面会交流要求を受けている子連れ再婚後の監護親母の悲鳴ともつかぬ多くの苦情相談が集中している⁽¹⁰⁾。「関わりドグマ」の波は、家裁スタッフを覆っている。

離婚後の紛争性、葛藤性が低い父母間の自然法則に無理のない面会交流の運用であれば、子どもにとって有益な結果をもたらすであろう。家裁に登場しない協議離婚（日本の離婚の8割以上）は紛争性の低いものも多く、非監護親による有益な面会交流が行われていることが見聞できる。

一方、家裁の調停や審判の手續に乗った事案の内には、父母の感情と緊張度がきわめて高く、調停委員会や家裁調査官による一過的対応などでは到底、治まらない高葛藤事案も多い。この渦中に筆者は在野の手續代理人として関与している。その経験は、ステップファミリーを取り巻く葛藤が高度化した家裁紛争事案にこそ、伝統的な比較基準方式⁽¹¹⁾による面会交流判定方針がふさわしいのではないかという問題意識を育ててきた。

III ステップファミリー事案に対する考慮要素の総論的考察

1. 父性と母性

父母間において、「母親でなければできないことは、厳密に言えば授乳のみである⁽¹²⁾」とまで言い切る法律専門家の見解がある。父母の性別役割分業の慣行の撤廃を理想とする見地は理解できる。しかし、女性解放運動による離婚後の子どもの共同監護の主張は「諸刃の剣」⁽¹³⁾の側面があると指摘される。その

指摘は、父性と母性の生物学的自然現象の軽視を警告していると考ええる。

母親は自分の分身として子どもを産む。女性が男性より身体的痛みが強いのという事実は、出産による必要進化の合目的現象とも言われる。出産の痛みは病気の胆石で石が胆道を出るメカニズムと同じと見られる。このときの男性の苦しみは尋常でなく七転八倒に及ぶ。小指の先ほどの石ではなく、3000グラムからの子どもである。はるかに時間が長い。えんえん10時間の陣痛が続く。万一、この苦しみが30代の男性に課されれば半ば以上が痛みで失神し、さらにその半分は死亡しているだろうとさえ臨床医師の経験者は言う⁽¹⁴⁾。男女の生物学的な差は歴然である。乳児は胎児の時に母親の声や心臓の音を聞きながら育ち、育つに従って母親の匂い、笑顔、声、乳の味などが、胎内で聴いた心音や血流の音に代わりふたりの肉体の絆が愛情の絆に育つ⁽¹⁵⁾。10か月に及ぶ妊娠期間、生後間もない哺育を通じて、父性とは異なる母性の平均的個性が形成される。

父親は子どもを産まない。子どもと距離を取り愛情を注ぐことができる。そのことにより、母性とは異なる父性の平均的個性が形成される。社会学者の石井秀夫教授は次のとおり述べる⁽¹⁶⁾。主に母性の役割として、女性が生物学的に持っている「無条件の愛」によって子どもは精神的安心感、安定感を獲得し、自分自身や他の人に対する基本的信頼を身につける。他方、主に父性の役割として、離れた立場の「条件付きの愛」によって、子どもを見守り、指針を与え、現実感覚を身につけさせ、子どもの社会性を発達させ、自己中心の快樂追求でない公共的態度を育てていく。母性が感情を発達させ、父性が理性を発達させる。現代の核家族は、少子化、社会的生存競争の激化などを背景に、そのバランスがとりにくい。その主たる役割を果たす性別が異なることもある。

父母の婚姻関係の破綻は、高葛藤事案であればあるほど、そのような父性、母性の役割のバランスを取る前提（父母の意思疎通、信頼）を失っている。あたかも破綻・葛藤による前提の喪失がないように監護親が演技したところで、その前提自体が回復するわけではない。監護親の再婚、再婚相手と子どもの養子縁組は、そのような前提を代替・補完させる試行錯誤でもある。

「父性」は子どもに対して、ある程度の距離をもった客観性を備えているだけに、継父の努力による代替性発揮が試みられる。しかし不安が残る。継母には子どもとの間に生物学的自然現象を通じて形成される実母同様の「無条件性」はない。継母は、取り巻く社会的環境により「母性」の役割が期待され目に見えない圧力がかかる。ストレスが生ずる。これらの相互克服ないし補完機能は、再婚家庭の安定と心理的バランスにかかっている。

2. 特有の考慮要素としての「再婚家庭の安定」

監護親・継親・子どもによりステップファミリー内の日常生活は積み上げられる。面会交流は、子どもの養育に必要な父性又は母性のバランスにどのような影響を与えるか、更なる補完機能になるか、障害機能となるか、どちらでもないかが問題となる。この点につき、ステップファミリーとして新たに形成された「再婚家庭（事実婚を含む）の安定性」は、家裁が面会交流の可否、程度を決するにあたって重要かつ特有の考慮要素である。

早野俊明教授はわが国の裁判例の分析から次の4つの要素を、「再婚家庭の安定性（不安定要因）」の有効な判断基準と評価する⁽¹⁷⁾。

①再婚（同居）するまでにどのくらいの期間があったのか、②ステップファミリーが初期段階（3～4年以内）にあるのか否か、③双方が子連れ再婚であるか否か、④継母であるか否か、特に出産や子育てのない初婚継母であるか否か。

ステップファミリーの特徴は、子どもと片方の親との関係が、夫婦の歴史より長く密接であるのが一般的である。ひとたび、再婚を意識した恋愛関係が始まると、子供が少しでも年少のうちに「家族」を形成しようと結婚への決断を急ぐ傾向があることが顕著である。SAJ（非営利の支援団体、ステップファミリー アソシエーション オブ ジャパン⁽¹⁸⁾）の調査結果では、再婚までの交際期間の平均は1年3か月を示している。

そして、アメリカの心理学者パトリシア・ペーパーナウの分析では、ステップファミリーの家族形成には次の発達段階があるとしている⁽¹⁹⁾。1) 初期段階—①夢と期待に満ちている時期、②現実に直面し始める時期、③はつきりと現実に気づく時期、2) 中期段階—④変動の時期（家庭内のズレや対立が噴出する）、⑤行動の時期（新たな家族の共同運営が再出発する）、3) 後期段階—⑥関係が深まる時期（継親子関係が親密になり本物になる）、⑦連帯達成の時期（自然体で家族関係が維持できる）。早野教授は、諸文献⁽²⁰⁾に依拠しつつ、以上の全行程を通り抜けるのに早くて約4年、平均7年、初期段階に早くて約1年、平均3～4年、中期段階で2～3年を要するとしている⁽²¹⁾。

家族社会学者の野沢慎司教授は、初期段階の「カルチャーショック」から始まり、その後の継親になるための子育てやしつけの方針に対する自信の揺らぎ、家族内ストレスの男女別の現れ方、子どもの実親（再婚相手の元配偶者）に対するジェラシーの感情のコントロール、家計負担に対する苦情等々多岐の問題を指摘している⁽²²⁾。

同じく家族社会学者の永井暁子准教授は、初婚カップルが10年かけて対処する事柄にステップファミリーは、複数の段階の発達課題を、同時に対処しなければならない時間的余裕のなさを指摘する⁽²³⁾。

また、同じく家族社会学者の菊地真理准教

授は、最も悩みやストレスを抱えやすい継母の疎外感、孤立感の実態と混乱からの脱却の道程を指摘する⁽²⁴⁾。

3. 再婚家庭の安定・不安定と、非監護親の子どもに対する関与の相関

子どもを含む再婚家庭が安定していれば、余裕をもってその家庭外にある非監護親と子どもが交流できるという見地が成り立つ⁽²⁵⁾。逆にその再婚家庭が不安定であれば、子どもの葛藤を少なくするために、同非監護親がサポート（子どもの「避難所」）の役割を果たすため、交流する効果があるという見地が成り立つ⁽²⁶⁾。上記関与には次の要素もある。

第1に、家裁紛争になる子どもの年齢が問題になる。小学校高学年以上の子どものについては、子どもの判断能力が備わり、面会交流の実現如何は、自然解決する可能性が高い。子どもが自主的判断により面会交流を拒む限り、間接強制も不可能となる。また、監護親が止めても、子どもにその意思がある限り、その自主的判断により面会交流してしまう場面が次第に多くなろう。筆者の事務代理人経験によれば、家裁の面会交流紛争の対象の圧倒的多数は乳幼児である。

第2に、親同士の紛争が激しい高葛藤事案に面会交流をさせること（強制又は半強制することも含む）は子どもの適応に逆効果（悪い効果）となり、紛争性の低いものは、より良いその適応が生ずることが常識に合致する⁽²⁷⁾。

第3に、以上の要素に、ステップファミリー特有の再婚家庭の安定・不安定の要素が加重される。したがって、再婚家庭が安定していても、面会交流によって不安定化する場合もありうる。再婚家庭が不安定であったとしても、高葛藤の非監護親の資質が子どものサポートに適さない場合もありうる。再婚とそれほど間がなく、子どもが、幼児、年少児の時期こそ、ステップファミリーが安定とも

不安定ともつかない形成途上の場合が多い。

そこで、数少ない実態調査があったことを紹介する。

家族社会学分野で、野沢慎司教授、菊地真理准教授による「継親の役割と継子の適応」をテーマとするインタビュー調査⁽²⁸⁾がある。ここには、ステップファミリーと面会交流の相関の一端が垣間見られる。

同調査（2012年～2013年）の対象は、調査会社のインターネット上の募集に応じた15人と、その他の募集又は参加による4人を合わせた20～34歳の成人男女計19人である。内訳は女性17人、男性2人である。成人前に継親と同居した家族としての類型は、「実母＋継父（事実婚を含む）」類型が17ケース（2度の離婚を含む）、「実父＋継母」類型が3ケースである。継父－継娘の関係が80%を占める。ちなみに、監護親の再婚時の子どもの年齢は、就学前8人、小学生6人（低学年以下の数は推測するしかない）である。調査対象が極めて限られているこれらのケースの内、継親を受容しているのは、幼児期の再婚の内4人（死別ケースを含む）であり、数の上では、その他の16人（思春期に継親との関係が悪化した事案、当初から継親と心理的關係に距離があった事案、継親を「親」と見なさずに関係構築した事案、継親の虐待があった事案を含む）の方が多い⁽²⁹⁾。計20ケースのうち、死別は2ケースである。成人前後の再会などを除き、親の離別後、非監護親との面会交流が継続しているケースは2人、当初は交流があったが、途中から無しに変化したケースは2人、交流がほとんど無いケースは13人であった⁽³⁰⁾。受容事案に幼少時からの面会交流があったわけではない。また、幼少時からの面会交流のあった事案は、継親の虐待事案と、独自の関係構築（ただし、継父と母の離婚訴訟中）事案とであった⁽³¹⁾。これらのサンプルを見る限り、幼少時からの実親の面会交流が良い影響を与えているのは特

殊な少数であるようにも見える。この調査における離婚ないし面会交流が、高葛藤であったか、裁判所係争が行われたかは不明である。

IV ステップファミリー事案に対する考慮要素の各論的考察

1. 類型的考察の試み

ステップファミリーは、監護親と子どもだけの家庭と異なる。監護親の子連れ再婚等により、親が新たな生きがいを見だし、子どもにとっても新たな家庭のメリットをもたらそうとする。継親と子どもの養子縁組も新たな家庭の円満のために行われる。新たな家庭では、子どもにとって足りない父性または母性を補完ないし代替しようと模索する。その意味で、非監護親である実親からの、監護親・継親ブロック（養子縁組により共同親権者となっている場合が多い）に対する面会交流要求が紛争となる類型を、次の2類型に分けて、解決への道程の考察を試みたい。第1は、非監護親実父が父性に基づき子どもに対する面会交流を求める類型、第2は、非監護親母が母性に基づき子どもに対する面会交流を求める類型である。

2. ステップファミリー内の子どもに対する非監護親実父の面会交流要求類型

離婚後における親権者の約8割が母であり、監護親の圧倒的多数は母である⁽³²⁾。したがって、実態として、この類型の数が多いのは当然である。しかし、過去の公刊された裁判例にこの類型の占める数は意外に少ない。そこで、紛争の実態を象徴的に反映している家事調停のケース研究文献⁽³³⁾と、筆者の実務経験（本稿において、筆者の見聞として引用している各事例はいずれも個人情報を含まない。人定事項や事実関係を加工修正している。ただし、公共性を有する裁判所の対応を述べる当事者の供述については、個人情報に係わらない範囲で正確を心がけた）とか

ら、その問題点を検討するほかない。わが国の「父権運動」のエネルギーは高まる趨勢にあり、この類型に内在する軋轢は増えていく必然がある。これは、前記のネット上の監護親母の苦情相談の増加に反映している。社会学者の千田有紀教授は「うまくいかない夫婦の場合、子どもを媒介として、相手の人生にずっと影響力を及ぼし続けることがなにを意味するのか」⁽³⁴⁾と核心の一端を指摘する。この趨勢に対する警告である。

以下、この類型における検討の諸要素を考察する。

（1）離婚をめぐる葛藤・紛争性の高低

筆者は、実父、実母間の離婚をめぐる高葛藤の紛争が激しくどれだけ長期間にわたって存在したかを注目したい。なぜなら、まさに原則的実施方針の遂行が、監護親側に激しい軋轢を生むのは、この高葛藤紛争だからである。

札幌家事調停協会のケース研究⁽³⁵⁾の対象は、事例1、事例2、ともに協議離婚により親権者を監護親の母に指定した事案である。

事例1は、長女が2歳のとき、母の不貞が発覚し話し合いのうえ、その2か月後に親権者を監護親母として協議離婚した。その際、口約束で月2回の面会交流、非監護親父が月3万円の養育費支払いを決めた。そして、監護親母が長女を連れて再婚予定の交際相手と同居を開始した。同離婚から4か月後に同居したその男性の意向により面会交流拒否が生じ、家裁の面会交流紛争となった（家裁係属後、第1回期日前に男性は子どもと養子縁組）。

事例2は、婚姻の年に出生した長男につき、婚姻から4年後に、当事者双方が弁護士を依頼し協議の上、合意書を作成し、親権者を監護親母と定めて協議離婚した。同合意書では、月1回6時間程度、長男が6歳に達した後は、年2回泊付きの、各面会交流と、非監護親父が月6万円の養育費支払いを約して

いる。その2年半後に監護親母が長男を連れて交際相手と同居（週末のみ同居）し、間もなくその交際相手の意向もあり面会交流拒否が生じ、家裁の面会交流紛争となった（第3回期日前に交際相手は子どもと養子縁組）。

これらの事例は、離婚紛争としては、それなりの苦悩が当事者間にあったのは当然である。しかし、両事例につき、筆者は高葛藤紛争としての激しさを感じ得できない。なぜなら、いずれの事例も、当事者同士の自主性により監護親を母と決め、協議離婚が成立し、その際の取り決めどおり、母が新たなパートナーと子連れで同居生活を開始するまで、順調に面会交流が実行されているからである。

筆者の見聞によれば、本当に深刻さを感じるのは、離婚係争自体が、子どもをめぐる附帯請求とともに、高葛藤の長期の家裁係争（調停・訴訟）となっている事案である。とりわけ、当事者同士、特に監護親母が生理的嫌悪感のため、家裁の建物の中で非監護親と顔を合わせることでさえもぞっとするという感情対立の激しい事案である。このような事案に限って、非監護親父は、強い情熱をもって、あらゆる法的手段を駆使し争い、監護親母も知恵の限りを尽くして法的防御を尽くす。筆者の見聞では、幼児をめぐる別居の父母間で、数次の離婚調停申立て、婚姻費用分担・減額調停各申立て、そして離婚請求の本訴・反訴各提起にまで至り、これと並行して非監護親父が面会交流調停・審判の各申立ての争いに数年を要し、離婚成立後、監護親母の再婚相手（子どもの継父）を巻き込んでいる事例にも遭遇する。高葛藤の感情的対立のため、家裁紛争の過程でなされる裁判所外での、数次の試行的面会がトラブル続きの事例も多い。このような高葛藤事案に、原則的実施方針を適用し、二つの「父性の役割」を機械的に競合させることを原則とする判断は疑問である。

(2) 子どもの年齢、実父との生活経験、真実告知などの要素

筆者の経験では、家裁紛争の圧倒的多数は、小学校低学年以下の子どもについて生ずる。そして、父母の婚姻破綻までに、子どもが実父とどれだけ実質的に親しんだ共同生活をしてきたか否かが、調停における調整の成功、不成功を左右する要素となる。

札幌家事調停協会の前記のケース研究の対象の事例1は、前婚の共働きの期間、実母の夜勤の日には実父が長女の食事の世話、寝かしつけ、入浴など全面的の監護してきた。

同対象の事例2は、離婚前の実父が長期の出張が多かったものの、家にいるときは長男の遊び相手となり4年間を経過した。

筆者の見聞の事例では、0歳児の出生以前から父母が別居状態になっていてその後、感情対立の激しい家裁での高葛藤離婚紛争に突入した事例もある。ようやく監護親母が親権者となり離婚成立の決着となった。非監護親の実父は一度も子どもと同居生活をしたことがない。子連れ再婚(子どもは再婚相手と養子縁組)した母に対し、実父は厳しく面会交流を要求して家裁紛争となった。係争の過程で、家裁調査官は、母に対する面接調査の場で母に、子どもの実父が誰であるか、早く真実告知⁽³⁶⁾をするように催促した。母と再婚相手の継親は、いずれ時期を見て判断したいと考えている。子どもの0歳時からそれまでの5年以上、実父の再三の面会交流要求に伴うトラブルに、監護親母は心の休まったことはない。真実告知には、環境の落ち着きこそ必要である。家裁調査官は母に対し、「子どもには、この人が本当の父親で、この人が育ての父親だということを早く言った方が子どもにも養父にも精神的にいい。特に養父は重い責任から解放されるのでそのほうがいい」と発言し説得してくる。ちなみに、母は、子どもの養子縁組後の実父からの養育費支払いを辞退し、実父はその申し出後の養育費を支払っ

ていない。母と継父(養父)には双方ともに、きちんとした収入があり、子育ては共同親権者である二人の養育方針によりで今のところ順調にいつている。継父が責任の重圧に悩んでいるなどということは全くない。まさに、母と継父との悩みの種は、実父からの激しい面会交流要求以外にはない。家裁調査官には、面会交流の実施を優先することしか頭にない。あまりに機械的な説得である。

(3) 再婚前の合意の事情変更の諸要素

札幌家事調停協会の前記ケース研究の対象の事例1の事案は、離婚の際、月2回の面会交流が合意され、1回8時間程度、さらに泊まり付きの場合も含む面会交流が実施されてきた。同対象の事例2の事案は、離婚の際、月1回6時間程度の面会交流の合意に基づき、その後2年余にわたって、毎月1回から3回あたり、また泊まり付きでも2回、面会交流が実行されてきた。これらの状態をみても両事例ともに、葛藤の高かった事案とはいえない。このような事案ですら、監護親母の子連れでの新しいパートナーとの同居後には事情の変更が必至である。

事例1では、再婚にいたったパートナーの仕事が忙しく、再婚家庭の形成のうえで長女と過ごすべき時間を、非監護親実父との面会交流に費やされ、しかも、再婚家庭に再婚夫婦間の実子も生まれ、長女の精神症状に、いわゆる「赤ちゃんがえり」の行動すら発生する事態となった。

事例1、2共通して、再婚相手であるパートナーの子どもに対するしつけ(教育)の方針と非監護親の子どもに対する違うしつけのギャップが不安材料になった。

事例2では、非監護親父は養育費免除の要求をし、同事例1では、非監護親父は養育費の支払いを当然のこととする態度を示し、非監護親実父としての存在感を主張した。

筆者は、これらの事例で継父の主張を単な

るジェラシーの領域の問題として見るのは行き過ぎであると思う。しかし、原則的実施方針による調停委員会の説得により、事例1、2ともに、調停成立により決着したのは、真の高葛藤事案ではなかった証左ともいえる。調停委員会がどのように説得したかは明らかでない。本当は最も知りたい部分である。

ちなみに、事例1では、月1回、6時間の債務名義の要件を備えた面会交流条項、事例2では、夏休み、冬休みの期間中、各1回ずつ、日時場所は協議の上、子どもの希望がある場合は夏休みの場合泊まり付きも可、日帰りの場合は6時間、子どもの希望があれば、平日の面会交流、子どもからの電話、手紙による交流を妨げないとの各内容の債務名義とならない面会交流条項によって、それぞれ決着をつけることとなった。

しかし、筆者の見聞した訴訟による和解離婚事例では、裁判官が転勤間際に強力な説得を監護親母に行った。高葛藤のため精神的に追い詰められ、どうしても離婚したかった同母は、苦しまぎれに、「月1回、2時間程度」の表現の和解条項を飲んでしまった。その後の面会交流はトラブル続きで上手くいかない。なぜなら、長期の離婚訴訟中の実験的な面会交流はほとんど失敗し、紛争を加重していた。あらためて、和解条項の履行を求める家事調停紛争が始まった。そもそも、監護親母は非監護親父の顔や姿を見ることすら、生理的にできない。婚姻期間中のトラブルは、それだけ深い精神的傷を母に与えている。嫌悪感以外の何物でもない。理屈の問題ではない。自然現象である。日程調整、子どもの受け渡しを自分でできないことを非難しても、できないものはできない。母の親族も皆、トラブルの影響を受けている。子どもには実父の記憶はほとんどない。幼児である。面会交流支援団体などは、広い東北地方全体でも、遠い県に僅かにある形跡はあっても、ほとんど無いに等しい。母はやむなく、双方の手続

代理人がコネクションを持つボランティア団体所属の保育士に援助を受けることになった。保育士のボランティア活動での、日程調整と受け渡し支援により、家事調停中の試行的な面会交流を調停外で行った。裁判所スタッフによる母に対する原則的実施方針には、そのようにしてでも対応するしかなかった。間接強制による最悪の事態を恐れた結果である。しかし、半分の回は、無理をしても上手く運ばなかった。そして、母は子連れで再婚した。再婚相手と子どもは養子縁組をした。状況は変わった。母はサービス労働が常態の特殊な公共的な職場に勤務している。平日と土曜の帰宅は夜の8時を過ぎる。朝早く、子どもを保育所に送り出し、迎えは人を頼み、習い事もさせる。継父は、車で2時間弱を要するR市の公共的職場に通勤している。継父は仕事の関係でR市に宿泊することも平日の計画に含む。母も継父にとっても、再婚による新家庭に子どもが無事適応し新しい家庭を形成安定させるのが一番大切である。日曜と祝日のみが子どもが母と継父とともに一緒に過ごし、また外出をし、肌を触れあい交流する時間である。実父との面会交流は、母の再婚を機に途絶えた。しかし、面会交流を求める調停は続いている。

この事例におけるステップファミリーの形成は子どもにとっても状況を激変させている。しかし、家裁調査官が信じている心理学的教条（前記の「関わりドグマ」）は少しも変わっていないことを母の発言から垣間見ることができた。

母は家裁調査官が、面接調査で、母が約3年前の離婚時の和解条項で、「月1回」の面会交流を合意したことを責めて、「選択肢は2つしかない。審判で決めるか、面会交流を年に5～6回にするとか」と言い、「面会交流が成立しない場合」の間接強制の強制金が「2万～4万」になり、「審判で面会交流が月に1回と決まったら大変だ」と説得したと、

面接調査の場に居なかった手続代理人に苦情を訴えている。

母の陳述を詳しく述べる。家裁調査官は、母に対する面接調査をした。同面接調査では、次の通りのやりとりがあったという（母からの伝聞）。

以下、Qは家裁調査官、Aは母。（簡潔にするため、口語を文語化。調査直後の記憶喚起によるため、順序不同あり）。

Q「面会がうまくいかない原因のほとんどは母親にある。母親の気持ちが伝わっている。」

A「私は会わせようと気を遣っている。無理矢理連れて行ったことも現に何度かあった。身体が小さかったから無理に連れてこれたが今は運べない。気持ちとしては正直嫌だが、頭では分かっているの。」

Q「実際、面会の最中には問題が起こっていない。仲介者（ボランティア支援者のこと）の報告（両当事者に対するメール報告のこと）も仲良く遊んでいたとしか報告がない。嫌がるのは母親と居る時。だとしたら原因は母親だ。」

A「面会の前や後で息子の嫌がる様子を動画に撮っているがそれを提示すれば原因は私ではないことが分かると思う。」

Q「それは何の意味もない。」

Q「〇〇（実父のこと）の悪口を言っていないか。」

A「基本的に話題に出さない。また、悪口をいうのは教育的に良くないので親としては言わない。」

A「面会に関して私の希望は間接交流にしたい。」

Q「それは無理ですね。離婚調停のとき（離婚訴訟での和解条項の意味）に、あなたが月に1回と決めただから。」

A「その時は……（発言省略）……一刻も早く〇〇から離れたい逃げたい縁を切りたい気持ちだった。100歩譲って年に1回にしたい。面会交流は実父の権利だと思う。だが、長年に渡って、されたこと・言われたことを考えると、親としてそういう人に会わせたくない、悪影響だという心理が働くもの。」

Q「選択肢は2つしかない。審判で決めるか、面会交流を年に5～6回とするか。」「審判で決まると、もし面会交流が成立しない場合、罰金が2万～4万発生する。審判で面会交流が月に1回と決まったら大変だ。」

A「息子が嫌だと言ってもですか？ 羽交い締めにしてまでも、無理矢理連れてこないといけないのですか。」

Q「面会が成立しなければ罰金が発生する。」

（備考・上記の調査の会話のやりとりの記述は、調査が終了し帰宅後に、母が記憶を喚起して作成した陳述文（メール）による。この事案の母の手続代理人は、この面接調査への立ち会いを辞退してしまったことを後悔した。同代理人は、同陳述文（メール）のプリントを添付し、母から同代理人に苦情があった旨を記した主張書面を家裁に提出した。後日、同代理人は、この調査を記した家裁調査官の調査報告書（同主張書面提出から21日後の作成日）の謄写許可を受けた。同調査報告書には、上記のやりとりのような極端な記述はないことを、申し添えておく。）

（4）子どもの意思把握・実父の養育費負担の程度

監護親母の再婚後の子どもの意思について、札幌家事調停協会の前記のケース研究の対象の事例1では家裁調査官の調査が、同事例2では調停委員会が、子どもの真意を把握しやすい事実関係にあった。筆者の見聞の前記事例では、幼児に真実告知も行われていなかったり、母の離婚時に実父の顔も知らない幼児であり、家裁調査官の調査の前提を欠いている。

監護親母の再婚後の実父の子どもの養育費の負担について、札幌家事調停協会の前記のケース研究の対象の事例1では、実父は免除や減額の要求はせず、支払うのは当然という態度を示し、同事例2では、実父の免除要求について、面会交流調停と切り離して、別途手続代理人間の協議に委ねられた。筆者の見

聞の前記事例では、いずれも、監護親母は実父に対し、子どもの養子縁組後の養育費をすべて辞退し、また、実父との間に、事情の変更がない限り養子縁組の翌月からの養育費は請求しない条項の別件養育費調停を成立させている。

3. ステップファミリー内の子どもに対する非監護親実母の面会交流要求類型

前記のとおり、離婚後の子どもの約8割の親権が監護親母にある現状では、この類型の紛争はレアケースになる。しかし、紛争となるこの類型では非監護親実母の母性は強烈であることが多い。そのためか、相対的に公判裁判例として残っている事案が多い。

公判されているこの類型の裁判例の事案のみでは、改正民法766条施行後の社会情勢下で、的確な基準となりうるかが疑問である。そこで、紛争の実態を象徴的に反映している家事調停のケース研究文献⁽³⁷⁾と、筆者の見聞とから、その問題点を検討する。

(1) 離婚をめぐる葛藤・紛争性の高低

そもそも、母性の生物学的自然現象を考えると、離婚により母が非監護親となったことに特段の事情を推測させる。姑に子どもを囲い込まれ、母が無理矢理、家から追い出された古典的事案、有職の母が自らのキャリアを優先せざるをえない事案、国外に跨がり監護不可能な事案、母が多重債務により逃亡を余儀なくされた事案、筆者の見聞事例では、意外に母の精神疾患により子育てに障害がある場合⁽³⁸⁾が多い。

神戸調停協会のケース研究の事例⁽³⁹⁾は、父の両親と同居している中で父の支配的扱いに耐えられず協議離婚した母が、父の両親に離婚の事実を告げず、そのまま1年近く3人の子ども（長女1歳、その上に2年間隔で2男、長男）を含む同居生活を続けた。母は陥ったうつ病もあり、父と口論のうえその時

点で1人で別居した。別居から約2年半後、父が再婚を理由に面会交流拒否をして、本格的に父母間に面会交流をめぐる家裁紛争となった。このような事案であり、離婚自体をめぐることは、紛争性が高度にあったとはいえない。

(2) 子どもの年齢、再婚前の面会交流の実績などの要素

この類型の大部分は、離婚後の非監護親となった実母と子どもとの離婚前の同居生活の経験がある。前記の非監護親実父の面会交流要求類型のように、子どもに対し真実告知の問題を生ずる事案は皆無とはいえないものの、極めて稀であろう。また公判裁判例の事案の傾向と同様に、離婚後もかなりの頻度で、泊まり付きも含めて面会交流の実績のある事案が多いと考えられる。再婚までの経過期間の長短はあるものの、紛争となる子どもの年齢は、前記の非監護親実父の面会交流要求類型と同様になる。

神戸調停協会の前記ケース研究事例も父母別居の約1年後、地元家裁支部で面会交流調停が成立した。調停条項は、1か月に1回、7時間の、実施日・時間・受け渡し方法の各特定による債務名義となるものであった。その後15回に及ぶ面会交流が行われている。対象となる面会交流紛争の発生は、監護親父の再婚・養子縁組による継母の登場による再婚家庭の形成後の事態である。

(3) 再婚前の合意の事情変更の諸要素

監護親の父が再婚し、子どもが再婚相手と養子縁組をした場合、ステップファミリーが形成される過程での継母のストレスは、同様の立場の継父とは、かなり違う。期待される子どもに対するかかわりの頻度や深さの違いがストレスの程度に違いをもたらす⁽⁴⁰⁾。野沢教授が関与し2001年10月から2002年6月に実施したステップファミリーの「家族内スト

レス」を調べるアンケート調査⁽⁴¹⁾の結果でも、継父の場合は、家族内ストレスが相対的に低く、逆に結婚満足度が高い。継母の場合は、社会のジェンダー構造が生み出す深刻度は相当深い⁽⁴²⁾。とりわけ出産や子育ての経験なしに結婚した継母の場合、大きなストレスを感じやすい⁽⁴³⁾。子どもに対するしつけのあり方、実母に対しての、また配偶者と子どもの親密度に対しての、ジェラシー感情など複雑である⁽⁴⁴⁾。継母は現実の日常生活を通じ、子どもの反抗や「相性」感覚などで、「子どもを愛せない」という気持ちが去来するのは自然現象である⁽⁴⁵⁾。子連れ再婚をした実父は、このようなストレスをなくすため、ステップファミリーの安定性を考慮してほしいという事情変更要素を主張する。また、継母と子どもが対立し、子どもの心情を救済しなければならないと実父が感ずる事案では、実父の、実母からの面会交流要求を必ずしも争うとは限らないと推測する。

神戸調停協会の前記ケース研究事例では、再婚前の父の面会交流義務（1か月に1回、7時間）を債務名義どおり実施を求める母側の要求と、間接交流のみとすることに変更を求める父側の要求との対立から、調停は出発した。同事例では、再婚前の居住地から父が転居し、再婚家庭の所在地と母の居住地との間に片道5時間程度の距離が発生した事情の変動がある。

同事例でも、「特別な事情が認められなければ面会は禁止できない」という原則的实施方針の姿勢を前提⁽⁴⁶⁾に当事者双方を調停委員会は説得した。

ちなみに、同事例では、奇数月の1日（土曜、日曜、祝日のうち）につき6時間（計年計6回）の債務名義の要件を備えた面会交流条項、その内、7月と1月のうち1回は宿泊を伴う面会交流ができる旨の債務名義とならない面会交流条項、その他の条項にての決着となった。継母は利害関係参加をした。しか

し、継母が出席したのは、最終の調停成立期日のみであった。継母は家事、育児が多忙であると理由を述べた。

同事例は、父が面会交流について、子どもの受け渡しを第三者機関の手を借りずに、実行できる事案として、感情対立は限界には達していない。

(4) 子どもの意思把握・義務者の間接強制の理解・養育費負担

神戸調停協会の前記ケース研究事例でも、子どもの意思を把握するため、子どもに対する家裁調査官調査が実施されている。その調査報告書には、調査官意見として、面会交流について、「子らは……2人の母親がいることを受け入れ、今の家庭や学校にも適応しつつある。……子らの心身の負担にならないように、年3回から4回行うのが適当と考える。」と記載された。同調査官も原則的実施方針を背景に意識して執務していることは当然ながら、同調査官の「年3回から4回」の見立てと、同事例の決着である「年6回」の落差はどうして生まれたのか。原則的実施方針による調停運営が原因であると考えられない。ちなみに同ケース研究参加の調停委員のパネラーの1人は（実親と養親につき）「2人の親というのが子供の成長にとって本当にいいにか、福祉にかなっているにかという問題は少し残っていると思います……今後、この父と養母どれくらい協力してくれるかが少し心配です。」と発言している。まさにその「少し」という点の追跡調査結果を見ることなしに、同ケース研究を家裁実務の模範であると考えるのは行き過ぎであろう。

同事例の面会交流義務者の父は再婚前の条件にて間接強制の意味を承知であった。

なお、この非監護親実母の面会交流要求類型で、実母が子どもの養育費を負担している事案はほとんど無い、もしくは稀であろうと考える。

V 「直ちに」というレトリックを用いる波及効果

以上の検討によっても、家裁紛争となるステップファミリー事案の面会交流についての判断基準としては、様々な要素の比較考量が必要である。それは、面会交流判断領域における高等数学にも喩えられる。

原則的实施方針を公表し提案した細矢郁判事らの公式見解は、ステップファミリー事案について、「調停委員会としては、子の年齢、発達の程度、非監護親についての認識の程度、非監護親との従前の交流状況、子とそれぞれの再婚相手との関係など諸般の事情を考慮して、面会交流の実施が子に対し現実的にどのような影響を与えるかについて丁寧に検討する必要があるというべきである。」⁽⁴⁷⁾と述べている。「諸般の事情」を構成する諸要素は、ステップファミリー事案が紛争となる限り、まさに比較考量の諸要素である。

しかし、大前提として原則的实施方針は、原則・例外の判断枠組みを提示する。面会交流禁止・制限事由は例外であり、「特段の事情⁽⁴⁸⁾」に位置付けられる。そして、同判事らは、ステップファミリー事案については、「再婚等の事実から、直ちに、面会交流を禁止・制限すべき事由があるということとはできないと解される。」⁽⁴⁹⁾として、例外（「特段事情」）非該当を述べる。

同判事らは、なぜ「丁寧に検討」すべきものとして例示する「諸般の事情」を構成する諸要素の考量それ自体が、ステップファミリー事案の判断方式の原則であるとストレートに言わないのだろうか。まさに、「丁寧に検討」とは、比較基準方式による判断そのものではなからうか。ストレートな言い方をする限り「ステップファミリー事案については比較基準方式を採用する」となりうる。同判事らは、そのような言い方はしない。その理由を筆者は次のとおり推測する。ステップファミリー事案の分野に限って比較基準方式

を採ることを肯定するならば、原則的实施方針自体が崩壊してしまう虞が出てくる。その肯定は必然的に、同判事らが示す禁止・制限事由「子の連れ去りのおそれ」「子の虐待のおそれ」「非監護親の監護親に対する暴力」「子の拒絶」の四つの特段事情（例外）についても、その事情内のプラス・マイナスの諸要素を比較し、さらには、それと同等又はそれ以上の他の領域の事情との権衡を検討しなければならない。そうすると、比較考量の結果、禁止・制限事由の範囲を広げることが必至となる。もちろん、筆者はそうした方が理にかなっていると考える。しかし、そうすれば全体が比較基準方式になってしまう。原則的实施方針は、上記の四つの特段事情（例外）につき、前三者ははきわめて厳格な証拠認定により認め、「子の拒絶」は容易には真実と認定しないことにより、論者が信ずる心理学的テーゼの効果を高めざるをえないからである。

原則的实施方針といえども、ステップファミリー事案における判断の諸要素は複雑で、一元的でないだけに、諸要素相互を、一刀両断に原則や例外に分けることはできない。諸要素の比較考量による判断が必要になる。

そこで、同判事らは「再婚等の事実から、直ちに、……禁止・制限すべき事由があるということとはできない」という表現を使用した。すなわち「直ちに」というレトリックを用いて「監護親又は非監護親の再婚」自体は、禁止・制限事由にならないという当然のテーゼをグローブアップした。あたかも再婚事案は面会交流要求を拒否する例外ですらないという印象を発信した。そして、監護親側からの「子の心情の混乱」・「子の情操上」などの言い分は、簡単に信用できない弁明と見ることが明らかになった。

その結果、調停の現場においては、このグローブアップされたテーゼが一人歩きし、現実には、面会交流を禁止・制限しない意図を

秘めた「丁寧な検討」がなされ、ステップファミリー事案における裁判所の説得活動とあって現れている⁽⁵⁰⁾。

VI 間接強制の威嚇の浸透

最高裁平成25年3月28日第一小法廷決定民集67巻3号864頁は、面会交流を命ずる審判の主文内容の要件を定め面会交流の間接強制を認めた。同決定は、同日になされた2件の同小法廷決定⁽⁵¹⁾と相まって、面会交流給付の調停条項、審判主文の内容が要件を備える限り間接強制の債務名義となることを明らかにした。このことは、原則的実施方針の機械的運用の現実と相乗して、調停・審判の現場の当事者に対し、少なからぬ影響をもたらした。

これらの決定は共通して、「非監護親と子との面会交流について定める場合、子の利益が最も優先して考慮されるべきであり（民法766条1項参照）、面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づき、監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望ましい」と判示する。また、下級審裁判官らの指導的論文も、①面会交流の審判・調停条項の内容が債務名義の要件を欠くため再調停の申立てがあった場合、②面会交流を禁止・制限する事由が認められないのに監護親が面会の実施を強く許否している場合、③監護親が調停に出頭しない場合や家裁調査官による事実の調査に応じない場合であっても、「必ずしも常に間接強制が認められるような審判をすることにはならないと思われる」⁽⁵²⁾という見地を示している。

しかし、このような方針や考え方は建前であって、現況の調停や調査官調査の実践現場では、上記最高裁各決定の結論のみが一人歩きしている。上記IV 2. (3) の、当事者母の苦情から伝わる調査官面談の雰囲気は、これを物語る。調停委員にも同各決定の結論のみが強い印象で浸透しているように見える。他

の事例で、調停委員から間接強制を楯に無理な説得がなされたという当事者の声も伝わってくる。

本来、抵抗する監護親との面談により事実を探究調査する家裁調査官の言葉に、この傾向の浸透を見いだすとき、筆者自身は暗澹たる気持ちになる。

VII 暗示的な2つの視点

以上の考察に関連し、筆者は2つの視点があることを知った。

第1の視点は、ステップファミリー事案の面会交流に焦点を当ててドイツ法からの示唆を研究するマイア・ローツ東北大学助教の論文⁽⁵³⁾中のドイツの学説紹介部分にあった。

ドイツでは1998年以降、離婚後の父母の子どもに対する「共同配慮」制（身上、財産の各管理の権利義務の父母による原則共同制）が施行されている。その施行前の1980年代にステップファミリー事案に父母の葛藤が激しい場合が多いため、一つの視点が学説上の潮流（論者として、ラインハルトレンプ、フランツデイクマイス）として発生していた⁽⁵⁴⁾。この視点は、現在に至るまで、子どもと別居親との交流が原則として子どもの福祉にかなうという考え方に対し、特に父母の対立と葛藤が激しい事案（高葛藤事案）においてはそうではないと主張する批判的潮流を形成している⁽⁵⁵⁾。しかも、この視点は、裁判例や学説の主張する「交流のメリット」が必ずしも科学的根拠を持つわけではないとの指摘に連動し、この点をめぐり、法学以外の児童心理学、精神医学、医学、家族社会学を含め膨大な数の書籍や論文が公表され、議論がなされてきた⁽⁵⁶⁾。その詳細を知ることは筆者の能力を超える。しかし、大局における比較法的な暗示も発信している。

第2の視点は、シングルマザーとステップファミリー支援のNPO法人M-STEPを設立した新川てるえ氏（同法人理事長）の著作⁽⁵⁷⁾

中にあった。新川氏は、離婚後の面会交流権の保護などにつきドイツやアメリカを理想としている⁽⁵⁸⁾。このような新川氏も、いわゆる「親子断絶防止法案」⁽⁵⁹⁾に付随した離婚後の共同親権導入推進の動きに直面したとき、「再婚のことをまでを考慮すると」、共同親権に関し「慎重に検討」を要するという視点⁽⁶⁰⁾を持っている。ステップファミリー支援の現場からの声であると言えよう。面会交流制度の拡大の究極には、離婚後の父母共同親権法制がある。ステップファミリー事案との関連では、この法制の最大のウィークポイントを暗示している。

これらの視点の究明は、本稿の問題意識に連動するものとして、今後の課題として注目して行きたい。

Ⅷ 結 語

以上の考察により、次のとおり総括したい。ステップファミリー事案の面会交流の考慮要素は高等数学のように絡み合っており、原則的実施方針ですら、この分野に限っては比較基準方式を採らなければならない実質がある。それを正面から認めるべきである。そうするならば、方針の権衡上、原則的実施の例外をなす「特段事情」を、「子の連れ去りのおそれ」「子の虐待のおそれ」「非監護親の監護親に対する暴力」「子の拒絶」の4種だけに絞り、その4種ですらなかなか認定しない厳格運用にも再考が生まれる。ステップファミリー事案が存在するというだけの当たり前の事柄に、「直ちに」という表現上のレトリックを用いて、ステップファミリー事案の全体が、原則的実施の例外には該当しないという雰囲気醸し出す必要はない。ステップファミリー事案そのものに面会交流原則実施のバイアスをかけることは、上記の実質に基づき自然な運用が導かれる流れに対処すべき家裁スタッフに、無理を強いることになる。その無理の一環として、間接強制という

制裁の結論のみを一人歩きさせれば、「制裁の威嚇」が蔓延しがちになる。子どもを含めたステップファミリーの苦悩を加重する。このようなバイアスは正されなければならない。（2018年5月18日脱稿）

注

- (1) 細矢都=進藤千絵=野田裕子=宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方」家月64巻7号75頁（2012年）に示された「基本方針」を意味する。
- (2) わが国におけるステップファミリーについての、法律分野を含む概説的文献は、野沢慎司=茨木尚子=早野俊明=SAJ編著『Q&A ステップファミリーの基礎知識—子連れ再婚家族と支援者のために』（明石書店、2006年）である。
- (3) 新川てるえ『日本の子連れ再婚家庭』（太郎次郎社エディタス、2017年）8頁。
- (4) 「（非監護親の）『関わりドグマ』』という用語は、長谷川京子弁護士による呼称である。長谷川「子どもの監護と離別後別居親との関わり」判時2260号14頁（2015年）。
- (5) 渡辺義弘「面会交流原則的実施方針に対する疑問—心理学的知見の教条を排した実務運用はどうあるべきか—」青森法政論叢15号（2014年）。その先行研究として梶村太市「親子の面会交流原則的実施論の課題と展望」判時2177号（2013年）。
- (6) 長谷川京子「心理学的知見は面会交流原則的実施政策を支持しない」法の苑65号5頁（2016年）、同「面会交流の強制は子の福祉を害する」戸籍時報747号43頁（2016年）、同「非監護親との接触は子の適応に必要な有益か」梶村太市=長谷川京子=吉田容子編著『離婚後の子の監護と面会交流』（日本評論社、2018年）82頁、関連して同『片親引き離し/症候群』批判 同梶村ほか編著102頁。
- (7) 窪田充見教授は、現在の家裁が行う「基本方針」の原則・例外という判断プロセスないし判断構造について、従前の批判とはやや違う観点から、①「特段の事情」などが、例外を規定するものとしても、それで十分なのか、「子の利益」は十分に反映されているか、②「原則として子の利益にかなう」という前提命題を正当化する法的論拠は何か、また、実証レベルで、社会学や心理学の観点からの実証的研究は十分な手がかりを与えてくれ

- ているか、紹介される実証的研究は意外なほど限定されているように思われるところ、その領域において十分に客観的正当性有りとの位置づけがなされているか、多くの場合の、その外国の実証的研究がわが国においても同様に妥当し正当性を有するのか、③原則・例外という判断構造は、比較的容易に利用できるだけに、安易に利用され、また判断構造が定着したとき、慎重な判断作業が維持されていくのかの、各疑問に言及する。窪田充見「面会交流の現状と課題」家庭の法と裁判13号4頁以下（2008年）。
- (8) ステップファミリー事案の面会交流を総括的に論ずる邦語の法律論文はあまりない。早野俊明「ステップファミリーにおける面接交渉」岩志和一郎執筆者代表、三木妙子・磯野誠一・石川稔先生献呈論文集『家族と法の地平』（尚学社、2009年）160頁、同「ステップファミリーをめぐる法的課題と展望」家族（社会と法）27号64頁（2011年）、マイア・ローツ「父母の別居・離婚後の親子関係一面会交流における子の利益を中心に(1)、(2)」法学80巻5号45頁（2016年）、同81巻3号26頁（2018年）などを見いだすことができる。
- (9) ①東京高決昭和40年12月8日家月18巻7号31頁（原審、東京家審昭和39年12月14日家月17巻4号55頁）[実母の申し立てを認めず。一再婚相手との養子縁組類型] ②大阪高決昭和43年12月24日家月21巻6号39頁（原審、大阪家審昭和43年12月24日家月20巻10号68頁）[実母の申し立てを認めず。一再婚相手との養子縁組類型] ③東京家審昭和62年3月31日家月39巻6号58頁 [英国人実父の申し立てに対し、日本の学校の春冬期休暇中の各1日、夏休暇中の3日につき子の所在場所にて認める。] ④横浜家審平成8年4月30日家月49巻3号75頁 [実父の申し立てに対し、長男につき、中等学校の夏期休暇中の1日を認め、小学4年長女につき認めず。一再婚相手との養子縁組類型] ⑤大阪高決平成18年2月3日家月58巻11号47頁（原審、京都家審平成17年8月24日家月58巻11号56頁）[実母の申し立てに対し、6歳以下の2児につき、月1回の午前11時から午後4時までの日帰りを認め、宿泊付きは認めず。一再婚相手との養子縁組類型] ⑥京都家審平成18年3月31日家月58巻11号62頁 [実母の申し立てにつき8歳以下の女兒につき、直接面会を認めず、写真等の間接交流を認める。一再婚相手との養子縁組類型] ⑦大阪高決平成28年8月31日判タ1435号169頁（原審大阪家審平成28年3月17日判タ1435号170頁）[実母の申し立てにつき、5歳以下の2児につき、毎月、第2日曜（変更日の定めあり）の午前10時から午後5時までを認める。一再婚相手との養子縁組類型]。
- (10) <https://www.bengo4.com/c-3/c-1377/bbs> (2018年4月13日アクセス)。
- (11) 栄春彦＝綿貫義昌「面接交渉の具体的形成と執行」野田愛子ほか編『新家族法実務体系2』（新日本法規、2008年）335頁ないし337頁が整理要約している原則的実施方針出現前の「判断要素」「考慮要素」に基づく「判断基準」による方式を意味する。ちなみに、その主要な「判断要素」は次のとおりである。①【面会交流の目的】専らいやがらせ、復縁などの不当目的の有無（有れば、制限方向の要素）②【非監護親の事情】強度の性格的偏りや反社会的な生活態度の有無（有れば、制限方向の要素）、同居中の暴力（内容、程度、子の心身への影響、保護命令の有無、非監護親の反省などの、諸般の事情を判断要素）、正当理由のない養育費の不払い（一種の権利濫用として制限要素）③【監護親と非監護親との紛争等】父母等の激しい感情的対立と紛争（深刻な暴力などを除き鎮静化に努め、感情的対立が解消されない場合、他の要素と総合し、子への影響如何を判断要素）、面会交流の過程における子の奪取や合意への著しい違反についての紛争・非監護親の監護親の監護方針への不当介入や不適切な行動の有無（有れば、制限方向の要素）④【子の心身の状況、意思および年齢等】子の心身の状況に重大問題の有無（有れば、否定要素）、子の意思（子が相応の判断能力を有している場合は、15歳未満であっても尊重。ただし、慎重に子の意思を調査評価して判断要素とする）⑤【監護親側の事情】監護親の再婚や再婚相手と子の養子縁組の場合は、新たな家庭の再編成の阻害、子の監護状況の不安定の有無（有れば、否定されることがある）。
- (12) 二宮周平＝榊原富士子『離婚判例ガイド』（有斐閣、1994年初版）210頁の「実務の指針」の記述（ただし、同書2005年第2版以降には当該の記述はない）。乳幼児の監護について母性優先を批判する見地からの記述である。「母性」と「本能」との関係批判は柏木恵子編著『よくわかる家族心理学』（2010年、ミネルヴァ書房）94頁〔富田庸子執筆部分〕の「3歳児神話」批判、同114頁〔大野祥

- 子執筆部分]の「母性神話」批判などに述べられている。「父性」と「母性」とが存在すること自体は、大塚正之「面会交流の背景事情」梶村太市ほか編著『Q&A 弁護士のための面会交流ハンドブック』（学陽書房、2018年）283頁の「親権と父性・母性の交錯」参照。これらの見解の存在に留意しつつ、筆者は自然法則としての平均的個性の形成を述べる後記注（16）の石井秀夫教授の見解を妥当と考える。
- (13) フランク・E・A・サンダー、水野紀子訳「子の監護権—アメリカ家族法の現状」ジュリ782号88頁（1983年）。
- (14) 札幌医科大学整形外科講師であった作家の渡辺淳一氏の言葉である。
- (15) ヘネシー・澄子『子を愛せない母、母を許否する子』（学習研究社、2004年）11頁。
- (16) 夏刈康男＝石井秀夫＝宮本和彦編著『不確実な家族と現代』（八千代出版、2006年）90頁ないし92頁〔石井秀夫執筆部分〕。
- (17) 早野・前掲注(8)三木・磯野・石川先生献呈論文集183頁。
- (18) 野沢ほか編著・前掲注(2)235頁、236頁。
- (19) 野沢ほか編著・前掲注(2)148頁、149頁。
- (20) 早野・前掲注(8)三木・磯野・石川先生献呈論文集180頁の、注(19)に掲記。
- (21) 早野・前掲注(8)三木・磯野・石川稔先生献呈論文集181頁。
- (22) 野沢ほか編著・前掲注(2)57頁以下。
- (23) 野沢ほか編著・前掲注(2)77頁。
- (24) 野沢ほか編著・前掲注(2)83頁以下。
- (25) 野沢ほか編著・前掲注(2)155頁以下
- (26) 神戸調停協会「ケース研究・監護親の再婚により面会交流が中断した事例—面会交流の調停条項の決め直しをどう考えるか—」ケ研331号146頁以下（2018年）。
- (27) 渡辺・前掲注(5)41頁。
- (28) 野沢慎司＝菊地真理「若年成人継子が語る継親子関係の多様性—ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応」明治学院大学社会学部付属研究所年報44号69頁以下（2014年）74頁ないし75頁
- (29) 野沢ほか・前掲注(28)75頁ないし80頁。74頁ないし75頁。
- (30) 野沢ほか・前掲注(28)79頁、82頁。
- (31) 野沢ほか・前掲注(28)74頁。
- (32) 日弁連法務研究財団・離婚後の子どもの親権および監護に関する比較法研究会編『子どもの福祉と共同親権』（日本加除出版、2007年）27頁。
- (33) ちなみに、家事事件研究会編の『ケース研究』誌上では、ステップファミリーに対する面会交流問題を取り上げる最近のケース研究として、札幌家事調停協会「監護親の再婚と面会交流—再婚家庭の安定と面会交流の両立を目指して—」同誌324号123頁以下（2015年）、神戸調停協会・前掲注(26)が掲載されている。
- (34) 千田有紀「家事紛争と司法の役割—社会学の立場から」前掲注(6)梶村ほか編著16頁。
- (35) 札幌家事調停協会・前掲注(33)123頁以下。
- (36) 野沢ほか編著・前掲注(2)178頁は、この問題につき、「時期的には、できれば、思春期にかかる前、つまり、小学校低学年頃までに告知しておくのがよい」と述べる。本文の事案の場合、激しい面会交流紛争と関係なしに、監護親母と養父による子どもの発達段階の把握と、デリケートな判断を可能とする告知のための環境の落ち着きこそが求められる。この事案における家裁調査官の発言はあまりに教条的、形式的であり、同調査官自身が子どもに対し最終的に責任を負っているとは筆者には思えない。
- (37) 神戸調停協会・前掲注(26)146頁以下。
- (38) 神戸調停協会・前掲注(26)の事案も、子どもの父との葛藤により、うつ病を発症している。
- (39) 神戸調停協会・前掲注(26)146頁以下。
- (40) 野沢ほか編著・前掲注(2)60頁。
- (41) 野沢ほか編著・前掲注(2)107頁。
- (42) 野沢ほか編著・前掲注(2)62頁。
- (43) 野沢ほか編著・前掲注(2)61頁。
- (44) 野沢ほか編著・前掲注(2)65頁。
- (45) 新川・前掲注(3)90頁など
- (46) 神戸調停協会・前掲注(26)145頁
- (47) 細矢ほか・前掲注(1)81頁15行目以下。
- (48) 細矢ほか・前掲注(1)75頁
- (49) 細矢ほか・前掲注(1)81頁12行目以下。
- (50) 札幌家事調停協会・前掲注(33)134頁では、司会者が、「丁寧に事情を確認する中で、面会交流の禁止、制限事由はあるのか、面会交流を妨げている事情は何か、どのように調整していくかを考える」と纏めている。
- (51) 最1小決平25・3・28集民243号261頁、最1小決平25・3・28集民243号271頁。

- (52) 水野有子＝中野晴行「第6回 面会交流の調停・審判事件の審理」曹時66巻9号37頁（2014年）、中野晴行「面会交流の間接強制の可否に関する最高裁決定をめぐる考察」ヶ研320号56頁、57頁（2014年）。
- (53) マイア・ローツ・前掲注(8)。
- (54) マイア・ローツ・前掲注(8)81巻3号46頁。
- (55) マイア・ローツ・前掲注(8)81巻3号50頁。
- (56) マイア・ローツ・前掲注(8)81巻3号50頁、51頁、69頁ないし71頁。
- (57) 新川・前掲注(3)。
- (58) 新川・前掲注(3)139頁以下。
- (59) この法案の評価につき、渡辺義弘「『親子断絶防止法』の立法化がもたらす危惧は何か」梶村ほか編著・前掲注(6)217頁。
- (60) 新川・前掲注(3)19頁。